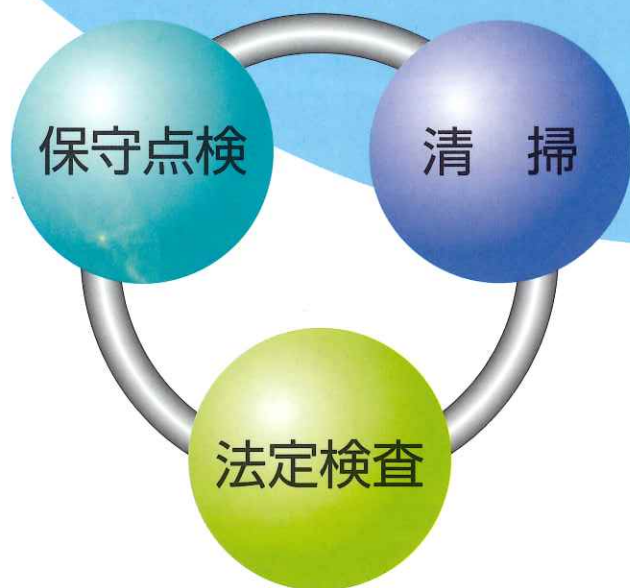


浄化槽をご利用の皆様へ

浄化槽は維持管理が大切です



浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水処理する装置ですから、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。

浄化槽管理者が行う浄化槽の維持管理は、「保守点検」・「清掃」・「法定検査」の3つです。

これらを定期的に行うことが必要です。

浄化槽管理者（浄化槽使用者）の3つの義務

保守点検

浄化槽の機能を正常に保つため、機器類の点検、調整、修理、消毒剤の補給等を行います。



清掃

浄化槽内に溜まった汚泥等の引き出しや調整、機器類の掃除・洗浄等を行います。



法定検査（年に一回の水質検査）



[現場検査]

浄化槽が適正に設置され、保守点検、清掃の維持管理と浄化槽の使い方が法令に従い適切であるか、また、浄化槽からの放流水を持ち帰り放流水質（BOD等）が法令に基づく水質基準を満たしているかを判定します。



[分析室でのBOD検査]

大切な海や川を汚さないために、浄化槽の健康診断（法定検査）が必要です。 年に一回、必ず法定検査を受けましょう。

熊本県では、

公益社団法人熊本県浄化槽協会が
県知事指定検査機関として、法定検査を行っています。

法定検査の費用

(円)

区分		処理対象人員 (人)	5~10	11 ~20	21 ~50	51 ~100	101 ~300	301 ~500	501~
設置後検査	合併処理 浄化槽		9,800	11,000	15,000	21,000	22,000	23,000	26,000
	定期検査								
定期検査	合併処理 浄化槽		3,800	4,900	6,400	11,000	15,000	16,000	19,000
	単独処理 浄化槽		3,200	3,800	4,400	9,000	11,000	14,000	15,000

※単独処理浄化槽は平成13年4月から新設が禁止されています。

検査後の措置

浄化槽の外観、水質及び書類について総合的に検査を行い、改善すべき事項があった場合には、対策について適切な助言を行います。

終了後は、「検査済証」を交付します。

検査結果は、「検査結果書」によりお知らせします。
(検査結果は県知事又は市町村長にも報告されます。)

検査結果で「不適正であり、改善を要すると認められる」、又は「おおむね適正であるが一部改善することが望ましい」と指摘された場合は、修理、清掃等適切な対策を講じてください。

浄化槽は「生きもの」です。正しく使いましょう。

◆浄化槽からのお願い◆ 使用上の注意事項

浄化槽は日常の管理も大切です。使用者は日常の使用にあたって、次のような点に注意してください。

- ①トイレの
洗浄水は、
十分な量
を流す。



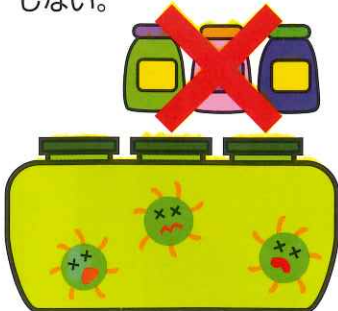
- ③トイレに
トイレットペーパー以外の
異物を流さない。



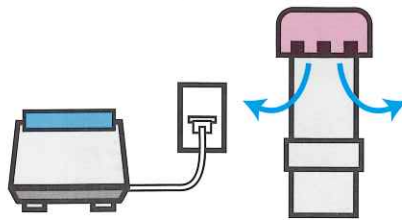
- ⑤マンホールの上に
物を置かず、蓋は
いつもきちんと閉
めておく。



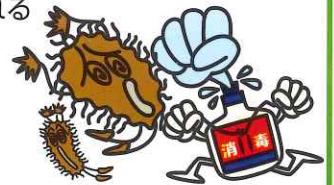
- ②便器の清掃には、微生物
に影響するような塩酸、
硝酸等の薬品類は、使用
しない。



- ④送風機（ブローア）の電源はきらない。
送風機の空気取り入れ口はふさがない。
送風口や排気管をふさがない。



- ⑥消毒剤は切らさず、
常に消毒される
ようにする。



- ⑦台所から、
野菜くずや
天ぷら油などは
流さない。



浄化槽についてのお問い合わせは、最寄りの機関へ

- 最寄りの機関（※県では市町村へ浄化槽の維持管理に関する権限移譲を進めており、浄化槽の設置場所の市町村へ届出・お問い合わせをしていただく場合があります。詳しくはお住まいの地域の県保健所又は市町村にお尋ねください。）

- 法定検査の申し込みは
県知事指定検査機関 公益社団法人 熊本県浄化槽協会 TEL **096-284-3355**

発行者：熊本県
所属：下水環境課
発行年度：平成23年度